

司会

それでは、お待たせいたしました。これよりパネルディスカッションを始めます。

本日のパネリストを紹介させていただきます。プレイソーシャルワーカーの荒田直輝（あらた なおき）さん、弁護士で、元東京都子どもの権利擁護専門相談事業専門員の一場順子（いちば よりこ）さん、弁護士で、社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長の坪井節子（つばい せつこ）さん、山梨学院大学教授の荒牧重人（あらまき しげと）さんです。コーディネーターは、三坂彰彦（みさかあきひこ）弁護士が務めます。今後の進行は三坂弁護士にお任せいたします。それではお願いいたします。

三坂

どうも皆さん、今日はお休みのところご苦労さまです。ありがとうございます。それでは第2部ということで、パネルディスカッションの方に入らせていただきます。私は今紹介いただきました、東京弁護士会で子どもの人権問題の活動に取り組んでいます三坂と申します。

今日のテーマが「届け！子どもの声」ということで、「子どもの権利条例で実現できること」というテーマにさせていただきました。弁護士会では1985年ぐらいから、子どもの人権問題、子どもの権利問題に取り組んできています。今日こういうテーマでこの企画を持つということは、取り組んできているにもかかわらず、やっぱりまだ本当に子どもたちの権利が侵害されていたり、十分守られていなかったり、そういったことが続いていると。いじめでの自殺の報道とか、虐待の報道とかが、昨年からもずっと続いてきています。さっきの「チームあさって」の子どもたちから話をしてもらって、かなり元気が出ました。前向きな話を聞かせてもらい、こういった方向でどんどん変えていけたらいいなと思ったところです。

まず最初は、現在の子どもの現状について、パネリストの皆さんから、それぞれの活動の立場でとらえておられる子どもたちの現状とか権利の現状について、簡単なご報告でいただきたいと思います。

まず先ほどの話とのつながりで、荒田さんからお願いできますでしょうか。

荒田

プレイソーシャルワーカーの荒田と申します。まず僕が今自分で行っているプレイソーシャルワークという言葉ですが、あまり聞き慣れない言葉だと思います。僕が考えました。（笑）スクールソーシャルワークというのがあります。学校を中心としたソーシャルワークもありますが、先ほどの宮本みち子さんの話で、地域と子どもたちを結び、子どもと社会をつないでいく、そういうときに何ができるかなというときに、僕はやはり子どもというキーワードから、遊びというのは絶対に欠かせないというのが、僕のプレイソーシャルワークという考え方のきっかけになっています。

実は私は以前、東京都世田谷区にありますプレーパークという冒険遊び場で、プレーリーダーとして勤務していた経験があります。プレーパークというのは、子どもが自由に遊べるように、火が使える、穴が掘れたり、工具とかが使える、やってみたいことが実現できる場所として、全国に広がっています。私自身遊び場というのは、子どもの遊びを保障するのはもちろんですが、子どもの遊びを実現していくことは、子ども自身の権利を実現することに、とても有効であると遊び場での経験の中で感じました。

まずウェルフェア、保護の観点からいいます。子どもたちは遊び場の中で、普段見せない、最初は「こんなことを言っているのかな」とか、「こんなことをやっているのかな」という、今の社会の中でなかなか自分を出せない中で、遊びという行為を通して、自分たちのやってみたい気持ち、人に伝えたい気持ちが、少しずつ活動とともに言葉になってきます。そういうこと自体が、子ども自体の遊びから始まるいろいろな自分らしさ、自己決定ということに対して、表現をしていく第1歩のトレーニングだと思います。子ども時代から自分のやりたいことができる、失敗もできる、楽しい経験、つらかった経験、いろいろな経験が子どもたちの中に生きてくるのではないかという思いが、遊びを通して、子どもとかかわる活動の1つにあると私は考えています。

実はこれは遊び場に限った話ではなく、いろいろな場面で子どもの居場所活動、あとは子どもと大人がかかわる活動の中でも有効だと考えています。今は研究活動をしなが、昨年2010年度江戸川で起きた事件、子どもの虐待死事件だったんですが、その子どもの声、いろいろな人が周知していながら十分に聞かれることがなかったがために、残念な結果になってしまった。そのことを受けて、もっと子どもの声を聞かなければ、そのうち子どもたちは声を出さなくなるのではないか、という思いから、子ども・若者グループに声を掛け、子どもの声を聞くということを始めました。

実質的には子ども・若者自身が、「自分たちが子どもたちから声を聞きたい」、「いろいろなことをやっていきたい」という声が上がりました。それを、じゃあ、どういうふうに支援をしていくかというときに、やっぱり楽しみというのはすごく大事なと1つ感じました。あとは子どもたちが、やっぱり自分たちがいろいろやってみたいということをいろいろ感じているんだなというのを、すごく感じました。

逆に言えば、それをなかなか出せない子どもたちは世の中にもいっぱいいるのかもしれない。大人たちのキーワードとして、子どもたちの声を聞くこと自体に、1つの権利の侵害の突破口というか、キーワードみたいなものがあると感じております。

三坂

ありがとうございました。それでは、今の遊び場活動についてはまた後でお話しただくと思いますが、今度は、東京都の子どもの権利擁護専門相談事業にかかわってこられた一場弁護士から、相談事業を通して見えてくる子どもたちの現状に関して、お話をいただけますでしょうか。

一場

子どもの権利擁護専門相談事業は、東京こどもネットの電話相談員が子どもについての相談を受けています。その中で子どもの権利侵害があると見られるケースを専門員（3人、うち2人を弁護士会から出ています）が引き継いで、専門員が子どもや保護者と面接して助言したり、学校などに行って事実を調査したりして、問題を解決できるように調整活動などを行っています。そういう事業の中で見えたケースをいくつかご報告して、子どもの現状の報告とさせていただきます。

例えばあるケースは、クラスの複数の子からおなかをけられたり、背中をけられたり、死ねと書いた紙を友達の間で回すなどのいじめを受け、担任にその紙を届けても、担任は何も注意をしない。とうとう心身に変調を来すようになって、心療内科の医師のところへ相談に行ったら、学校に行かないようにと言われたケースがありました。相談を受けて、医師と教育委員会の方、それから学校長と専門員でケース会議を開き、また専門員としても毎月1回子どもから話を聞くことを続けていくうちに、担任が替わり、子どもは友達から、学校は面白いからおいでよと誘われて、学校に行けるようになったということがありました。

次のケースは、小学校3年生の子が転校してきて、学校でいじめられて、円形脱毛症になってしまったというケースもありました。両親がきちんと受け止め、また専門員もよく話を聞き、学校に連絡してきちんと対応するようにお願いしたら、学校がとてもよく対応してくれて、学校を挙げて、いじめはどれほどいじめられた子の心を傷つけるかということ話し合い、その結果いじめっ子が自分自身から本人にごめんなさいと謝罪して、それで問題は解決したというケースもありました。

子どもの場合は、なぜ悪いのかということをお互いがよく理解し、自然に謝れば、もうそれで仲直りできます。ところが大人が入ると、それがややこしくなります。学校は犯人捜しと謝罪の強制をよくやりますが、それでは逆に問題は深まってしまう。

ある私立中学で、仲良くしていた友達同士の軽いケンカが、次第にほかの仲間を巻き込んでシカトになり、そのうち中傷メールが送られるようになって、ある日教科書がずたずたに切られて、死ねと大きく書かれていたので、その子は担任にその教科書を見せました。そうすると教師は犯人捜しをし、いじめた子どもたちはいじめを当然否定して、そして逆に本人に、違うと言えと脅迫して、学校で追い掛け回し、とうとう被害者は恐怖で学校に行けなくなってしまったというケースもありました。

いじめそのものはいじめっ子が否認したことで、事実関係を確認できなかったということになって、私たちが学校に調査に行ったときは、ずたずたに切り裂かれた教科書を見せても、これがいじめだとは断定できない、外から入った人間がやったかもしれないと、学校側がいじめであることを否定しました。

また、東京は私立学校に行く子どもたちの割合が多いのですが、私立学校でよくあるの

は自主退学の勧告の問題です。ある私立中学のクラスで、サッカーの勝ち負けに小さなお金を賭けたことが問題になりました。担任の先生はやったといわれた子どもたちを 1 人ずつ調べ上げましたけれど、その中でどうしても、お金を賭けていない、ただお菓子を賭けただけだと言った子がいました。でも先生は、友達がやったと言っていると、いろいろ調べて、あなたはウソをついていると決めつけて、無理やり反省文を書かせました。

お母さんは子どもの言うことを信じてかばって、何カ月も頑張ったんですが、結局とうとう「指導できない子どもだから、学校を替わったらどうですか」と言われて、自主退学に追い込まれました。子ども自身は本当のことを言っているのに、先生に信じてもらえなかったことに深く傷ついて、その学校の近くにも行けないほど心が傷つけられました。

学校の問題が多いのですが、学校での問題の多くは、先生方が子どもたちをよく見えないこと、子どもの言うことを聞いていないこと、子どもの心をきちんと受け止めていないこと、から起きているように思います。先ほどの「チームあさって」の子どもたちの、「自分たちの声を聞いて」ということを実践していれば、子どもが学校に行けなくなるということは、随分防げるのではないかと思います。

三坂

ありがとうございました。今のお話は東京都の権利擁護専門相談事業に来た相談のケースということで、ご報告いただきました。東京弁護士会に来る相談は、月に 100 件前後ありますが、学校に関する相談が約半分、50 件ぐらいは学校に関する相談が来ています。そのうち 20 件前後はいじめに関する相談と。それから同じぐらいの数が先生とのトラブル、先生から心を傷つける発言をされたなど、先生とのトラブルに関する相談も非常に多いのです。子どもたちの今の現状の中で、学校の問題、学校で起きている問題の占める割合が非常に大きいということを、私たちも感じています。

それでは今度は福祉の分野で、坪井さんからは、子どものための民間のシェルター、カリヨン子どもセンター（以下「カリヨン」という）の活動を 2004 年から取り組んできた中で、虐待を受けて行き場所がなくなった子どもたちの問題を中心に、子どもたちの現状をお話願いますでしょうか。

坪井

はい。虐待の問題となりますと、皆さんご存じの近年の虐待の激増とか、親権者との問題とか、あるいは児童相談所の大変な状況とか、あるいはタイガーマスクで知られてきた児童養護施設の状況など、さまざまな問題があるわけですが、私たちが取り組んできているのは、そうした制度のはざままで落ち込んでしまって、どこにも行き場がなくなってしまった子どもたちの民間のシェルターを運営する活動です。

先ほど宮本さんのお話にありました、ホームレスになる子どもたち、今の日本でこんなに増えてきていることが実感されています。虐待を受ける、もうお父さんに 1 発だって殴

られたくない、だから家を飛び出して来ちゃった。あるいは、お母さんの愛人にこれ以上性的な虐待を受けたくない、だからもう家にいられない、どこに行けばいいの。児童相談所に相談をしても、16歳、17歳になっている子どもが入る場所がないと言われる。また、そんなことを言っていないで、親に謝っておうちに入れてもらいなさいと言われる。

親に「絶対にこの学校へ進学しろ」と言われるが、「行きたくない」、言うことを聞かなければ、「出て行け」と言われる。あるいはお母さんが、「働け、働け」と言い、あるいはお父さんが、働いたアルバイト代を全部持って行ってしまって、自分には何も残らない。もうこれ以上働けない。そうした、親がいながら家にいられない、しかも現在の制度では救われない子どもたちが、私たち弁護士のところに来るようになったわけです。

「今晚泊まる場所がない、助けて」という、まさにその子どもたちのニーズにどう応えたらいいか。このために、子どものシェルターという活動が始まっていきました。東京のカリヨン、神奈川のとんぼ、名古屋のパオ、岡山のモモと、現在4カ所。そして仙台のロージーベル、広島のパピオと今年は増えていき、また福岡、京都でも今年度中に開設されようとしています。

こうした虐待を受けた子どもたち、さらに虐待を背景にして非行に陥った子どもたち。少年事件を起こして家庭裁判所に行く、親が引き取ってくれば保護観察になるのに、親が、「とてもじゃないけどこの子は引き取れない、施設にやってください」という親。あるいは少年院から帰ろうとしても、虐待がそのままの家庭にある。この子を帰せば、また非行に走ることが目に見えている。とても帰せない。でもこの子たちを受け入れてくれる場所はない。児童養護施設には入れない。そういった子どもたちがやって来ます。

あるいは、16歳、17歳で妊娠をしてしまった。中絶をしなければいけないけれど、その手術に行くところがない。あるいはもう中絶時期を過ぎてしまって、出産をするまでいる場所がない。あるいは精神を病み、統合失調症であれば援護施設があるかもしれないが、うつ、解離性障害、パニック障害、虐待の後遺症、そんなことを抱えた子どもたちの行き場が無い。15歳から19歳、そうした子どもたちがシェルターにやって来ます。

カリヨンにはこの7年間で約180名を超える男の子、女の子がやって来ました。4分の3が女の子でした。家庭に帰ることができた子どもは4人に1人しかいません。ほとんどが中学校卒業のまま、独りで生きていかなければならない。自立援助ホームというところに行き、お金を稼ぎながら自立の日を待つという子どもたちもたくさんいますが、そこにすら行けない、病を抱えたり、障害を持った子どもたちもたくさんいます。

子どもたちに共通しているのは、まずご飯をしっかりと食べたことがない、ゆっくり安心して眠れたことがない、どこが痛くても、体が傷が付いても、お医者さんにも連れていってもらえていないという、最低限の生活ができていないということ。それからもう1つが、「つらいことばかり」、「楽しいことなんかない」、「生きていたってしょうがない」、「生まれてこなければよかった」、「自分なんか、いない方がみんなにとっていいんだ」、この思いです。「独りぼっちなんだ」、「誰も自分に関心を払ってくれていない」、こんな気持ちを

抱えている子どもたちが次から次へとやって来ます。

私たちはこの子どもたちの話に打ちのめされます。私たちが体験したこともないほどの苦しみの中から聞こえてくる子どもたちの声、とても私たちが解決できるなんて、そんな思い上がりは持っていません。大人は無力です。でも、ただ、この子たちを独りぼっちにしちゃいけない。私たちが1人じゃできないけれど、大人たちがスクラムを組んで、この子を真ん中にして、この子の声に耳を傾けて、きゅっと抱き締め続けよう。

その1~2カ月の間に、子どもがどこかでふっと扉を開いてくれる時が来ます。「こんなばかな大人たちがいるんだ」、「本当に子どもの命を大切にしようと思ってしてくれる大人たちがいるんだ」、「自分は独りぼっちじゃないらしい」、「生きていていいらしい」、その小さな火がともる。シェルターの活動というのはまずそこ。そして、自分が生きていていい、独りぼっちじゃないと初めて知った。「じゃあ、これからどうしようか」、「親との関係をどうしようか」、「お医者さんに行こうか」、「働こうか、学ぼうか」、「どこで住もうか」と考えていけるのだと思います。シェルターは、まず1人の子どもをみんなで抱き締めて、「生きていていいんだよ」、「独りぼっちじゃないんだよ」、そのことを伝え続ける、そういう活動だと思っています。以上です。

三坂

ありがとうございました。福祉の分野は、今、虐待の問題が大きく取り上げられる中で、これまでは、本当に深刻な事案が制度的に救えていなかった。その部分を、何とか今民間のシェルターで、できるだけ手を差し伸べていこうしていますが、まだできていないところもあるかと思っています。

それでは、今度は川崎の子どもの権利条例の権利委員会等で、権利条例の実践の活動をされ、大学でも教鞭を執っておられる荒牧さんから、今の子どもたちの現状、子どもたちが今どんな状態に置かれているかについて、いろいろな調査もされているということなので、そのあたりをご報告いただきたいと思います。

荒牧

最初に、私が気になっていることで自分に言い聞かせていることを、2つ申したいと思います。

子どもたちをめぐる問題に取り組めば取り組むほど、さまざまな否定的な状況が出てくるんです。その否定的な状況や世論に振り回されて、子どもに対する不信感や否定的な見方が増幅されて、それが子どもの言動に対し、不寛容や厳しい姿勢、厳罰で対応するという悪循環に私たちは陥っているのではないかと。私もいろいろと子どもの問題に取り組むと、どうしても否定的な部分で、子どもの見方が非常に否定的に引きずられてしまう。そうすると結局、子どもが本来持っている力を信頼できなくなったり、確信できなくなってしまう大人社会になりつつあるのではないかと。この悪循環をどこかで断ち切っていくかな

いと、本来子どもが持っている力に確信が持てない。確信が持てないと、ますます大人の一方的な対応で終わってしまいます。

このことと関連しますが、いつの時代もそうですが、子どもの思いや願いと、大人が子どものためだと思って行動することにずれがあります。このずれは、子どもの思いや声をじっくり聞き、それを受け止めるというところから埋めていくしかないわけです。こういうずれが常にある、だから子どものためだと思っていることが、本当に子どものためになっているかどうかというのは、常に子どものところから出発していかなければいけないのではないかと、ということをお願い聞かせています。

子どもの現状の問題はさまざまあると思いますが、ここ10年ぐらい調査をしたり、あるいはいろいろな検討していることに、子どもの自己肯定感の問題があります。子どもの救済あるいは参加、居場所づくり等にかかわっていても、この子どもたちの自己肯定感をどのように高めていくかが基本になると考えています。

この自己肯定感という言葉あるいは概念については、まだ学問的に明確になっているわけではないですし、自尊感情（セルフエスティーム）と同義に使われたり、いろいろな論者によって使われ方がありますが、私たちが調べるときには、まず自分のことが好きかどうか。周りから大切に思われているという実感があるかどうか。この、周りから大切に思われているという実感というのは、権利意識の萌芽としても非常に重要な部分です。あるいは、社会に役立つことをしたいと思っているかどうか。人から必要とされているかどうかがどうか。いろいろな項目で調べていくんですが、自分のことが好きだということを中心に、調べるといいですか、結果を見てもいいのではないかと問われています。

ところが、今この間自治体やいろいろな教育機関等々で調査をしてきたのですが、「自分のことが好き」、「まあ好き」といっても、せいぜい50%台です。だいたいどこへ行っても50%。そういう状況の中で、子どもたちが傷つけられても、特に傷つけられたときにどうするか。これもあらゆる調査で一番多いのは、「何もしない」、「何もできない」なんです。自己肯定感の低い子どもほど「何もできない」、「何もしない」という。そういう現状の中で、これから相談や救済の問題について考えていかなければいけないということになると思います。

もうちょっと言いますと、自己肯定感の低い子どもほど、学校の勉強や活動に打ち込めないとか、ほっとでき、安心できる場所が少ない。何でも話せる人がいない、傷つけられたときに我慢する傾向が強い。さらには、相談、救済機関に相談しようという意欲がない。それから社会的なかわり、参加しようとする意欲がわからないという状況が、自己肯定感の高低でデータとしても出ています。その意味で、この自己肯定感をどうやって高めていくかということが、今私の大きな課題になっているところです。

三坂

ありがとうございました。今、それぞれ4名の方からそれぞれの活動を通して、子ども

たちの現状についての認識についてのお話をいただきました。それを踏まえて、今現実には子どもの権利が侵害されたときに、その相談を受けて、相談を受け止めて権利の回復を図る仕組みが、特にこの十数年の間でいろいろなところで現実にできてきています。例えば児童福祉施設であれば、福祉オンブズマン的な制度ができています。弁護士会でも子どもの相談活動や救済活動、それから民間でもいろいろな市民の動きで、子どもの相談を受ける活動をされている方たちも広がっています。こういう、いろいろな相談活動や救済活動があるのですが、そういった活動があるにもかかわらず、まだ十分に子どもの権利が守られていない、保障されていないというのが、率直なところ、あるのではないかと思います。

その点について、今日のテーマにもなりますが、今の制度で何ができていて、何が足りなくて、今問題になっているいろいろな自治体でも取り組みがされている、子どもの権利条例という、そういう制度の中では、じゃあ、どんなことができるのか。今度は皆さんに、こういったあたりについて聞いていきたいと思います。まず、今現に権利救済活動に取り組んでこられている中での、制度のできていること、できていないことについて、東京都の権利擁護専門相談事業の専門員をされていた一場さんにお話をいただければと思います。

一場

東京都の子どもの権利擁護専門相談事業ですが、平成 10 年に、子どもの権利擁護委員会として試行的にスタートした活動です。実質的には今もそのまま継続して行っています。日本は、国連の子どもの権利委員会からもオンブズパーソン制度をつくるようにといわれているのですが、日本が子どもの権利条約を批准した 1994 年以後に、東京都は児童福祉審議会の答申を受けて、子どもの権利を擁護するための第三者機関として、試行的に子どもの権利擁護委員会を設置して、子どもからの電話相談とメッセージダイヤル、専門員による権利侵害ケースの救済活動という、東京都独自の子どもの権利擁護システムをつくらうとして設置したものです。

当初は条例に基づいて本格実施する予定でしたが、本格実施されず、資料の 29 ページの「平成 16 年度に子どもの権利擁護専門相談事業実施要綱」によって、現在の児童相談所の事業の 1 つとして子どもの権利擁護専門相談事業として継続しています。東京の 3 つの弁護士会から権利擁護専門員の 3 人、東京都に 3 人しかいないのですが、そのうちの 2 人を交代で推薦して出しています。

そしてこの事業はスタートしてから 10 年以上継続しています。国公立、私立を問わずすべての小学校 5~6 年の生徒、中学生、高校生などに、このうちの 3 学年の生徒しか配れないのですが、カードを配っています。10 年以上にわたる活動の成果として、毎月 100 件以上の相談があり、子ども本人からの相談が、試行開始時から毎月変わらず 8 割近くを占めています。弁護士会の電話相談の方は、子ども本人からの相談はこれほど多くありません。初めは固定電話からしか相談できなかったのですが、やっと携帯電話からも相談できるよ

うになりました。そのため相談件数が増えて、東京都にたった 3 人しか専門員いませんから、とても大変な状況になっています。

それから、施設の子どもたちには子どもの権利ノートが配られています。それにはがきが付いていて、施設の子どもたちも権利侵害を訴えたいときは、そのはがきで権利擁護専門員会議に相談を持ち込めるようになっていています。私も何度か施設に調査に入ったことがあります。

権利擁護専門員は、弁護士が相談を通じて受任する保護者の代理人という立場とは違い、中立的な第三者としての立場で活動します。学校でのいじめ等の問題で、例えば民間の心療内科の先生が加わって、ケース会議をやりましょうというような場合に、コーディネーターの役割をしたり、また学校でその子どもが問題行動を起こす背景に、虐待というほどでなくても、家族の問題が背景にあることが多いのですが、そういうことが分かったときに、親子間の調整に入ることもできます。それができるのも保護者の代理人として、学校側に対立していくわけではないからです。また、モンスターペアレントのように親御さんが学校に非常にクレームをつけて、2 時間も 3 時間も文句をつけて、学校側が学校の中での子ども同士の問題を解決できない状態でしたときに、権利擁護の方が親御さんを引き受けて、親御さんの相談に乗るという形で、親は権利擁護に相談してください、学校にはお母さんが窓口になってくださいという形で止めて、学校側から非常に感謝されたという例もあります。

もちろん専門員の活動の基本は子どもの権利擁護ですから、いくら中立的な第三者といっても、基本は子どもの声、自身の声を聞くことです。子ども自身は自分からいろいろなことを訴えるのが下手ですから、子どもの代弁者であるという役割を忘れないでいます。子どもの問題は、まず子どもの側に立って受容的に子どもの声を聞くことだけで、エンパワメントされて解決されることは多いです。それから、いじめられていることが苦しいんだということを、子どもが学校の先生に言うときに、一緒について行ってサポートして、どれほど子どもが怖がっているかということ、声を添えて学校の先生に伝えて、やっと分かっていただけという事例もあります。

ただ、権利擁護専門員は法律に裏付けられた権限はないので、できるだけよく子どもの声を聞き、調整していくことだけで終わってしまいますし、それから調査権限にも限界があります。学校側がきちんと対応をしなければ、それで終わってしまうということもよくあります。条例に基づくきちんとしたオンブズパーソンであれば、もう少し解決が容易なのではないかと思うことがしばしばあります。

三坂

ありがとうございました。東京都の権利擁護活動は、東京の 3 つの弁護士会がかかわることで、本当に制度として子どもの視点に立って、子どもの声を聞いて、子どもの問題を解決するというスタンスで、かなりいろいろな成果を挙げてきています。特に学校の問題

に関して、学校と対決的な姿勢を取ることが、子どもの問題の解決に必ずしもならない。そういう中で、調整活動で、この子が今苦しんでいる、その苦しみを学校と保護者と一緒に、どうしたら少しでも解決していけるか、一緒に考えましょうというスタンスでかかわっています。そのため、その子の問題をその子の声を聞きながら解決していく形になっています。解決のスタイルとして非常に画期的な成果を挙げてきていると思います。ただ、一方ではその調査権限とか、いろいろな権限の面、条例に基づかない弱い制度としての側面もあって、思ったようにできていない部分もあるということかと思います。

それでは、今の東京都の権利擁護活動との関連で、例えば虐待を受けた子どもがいるという相談がこの権利擁護の電話相談に入った場合、虐待に関する相談に関しては、施設内の問題は別として、児童相談所の方に回されるという仕組みになっています。帰る家がないからどうしたらいいですかとか、あの子は虐待されているのですけどという相談が来たら、それは児童相談所の方に問題としては送られます。そこでどういう権利救済が図られているのかということが、もう 1 つ問題になりますが、そのあたりについて坪井さん、カリヨンの活動との関係で、いろいろ制度の現状とか、問題点とか、感じていることをお話しください。

坪井

2 つ挙げておきたいと思います。1 つは今一場さんが言われたこととまったく重なるんですが、子ども自身の声、子ども自身のニーズから出発をしていないということです。子どもたちの問題について大人が、何が問題なんだ、どうすればいいのだ、どういう制度が必要なんだということを、大人が判断して制度を運営しているという、どうしても今までの制度はそうなってしまっています。子ども自身が何を困り、子ども自身が何を希望しているかということ、虐待をされて救い出された子どもたちにまずそれを聞き、その子どもたち自身の希望に沿って救済活動を始めるという視点が、まだまだないということです。

例えばカリヨン（カリヨンに限らず弁護士がやっているシェルターは同じです）では、1人1人の子どもに必ず1人ないし2人以上の弁護士が選任されます。それは、その子ども自身の話を聞いて、その子の代弁者として、あらゆる手続きにおいて弁護士がきちっと代理人となっていくという、まずそれを確保します。子どもの権利擁護が真ん中にあるということです。

もう1つは、カリヨンでは子どものケース会議というのがあります。この子がこれからどうしていくか、どこの機関とつながるか。そのときに、必ず子どもが中心に、子どもと一緒にケース会議に入ります。子ども自身が、自分の困難、自分の希望、それをちゃんとケース会議で語り、大人みんなが耳を澄ませて、それでどうしていこうか相談します。子ども自身のことを、子どもがいない場所で決定するということがないようにしています。

あるいはスタッフは、現場の中で子どもの声を聞き続けるということで、訓練され続けます。子どもの声を聞かないスタッフは子どもに拒否されていく。子どもの声を聞くとい

う大人になるためには、自分は1枚も2枚も皮を脱いでいかなきゃならないという訓練をされ続けます。これは弁護士も同じです。とにかく子どもの声に聞き続けることでしか、本当の意味での子どもの救済活動はできない。子どもがいない場所で何かが決定的されても、子ども自身の人生には何の影響もない。子ども自身が自分の人生を取り戻す誇りとはならない。子どもの声に聞くことを徹底していくべきだというのが1つ目です。

それから2つ目は、これは宮本さんのお話にありました通り、多機関の連携による相互的支援ということです。例えば16歳で少年院を出なければならぬ子どもが、行き先がなくしてどうしてもということで、シェルターにやって来ます。この子の場合には虐待が背景にあって、とても家に帰せないというケースです。

児童福祉法上はこの子は18歳未満で、しかも不適切養育で虐待があるわけですから、児童福祉法の下で、児童養護施設なり里親さんがその子を受け止めて、育て直しができたらいいわけです。しかし、現実はどうなっているかといいますと、少年院に行ってしまう、いったん家庭裁判所に渡され、しかも少年院に行き、保護観察という形で更生保護領域にいった子どもについて、現在の児童福祉の現場で、この子をもう一度受け入れて、児童福祉の現場で育て直すということが、できないわけじゃないんですが、やれない状況があります。

どういうことかということだと虐待で手一杯という児童養護施設や里親さんには、深い非行を抱えた子どもたちをもう一度受け入れるというだけのキャパシティがない。そもそも児童福祉制度と少年司法制度の間はしっかり縦に割れていて、そこで連携がありません。でも、カリヨンに来た子どもは両方にかかわっているわけで、その制度に動いてもらわなきゃしょうがないのです。家庭裁判所に、保護観察所に、児童相談所にです。

それでカリヨンでは、この子を中心にして関係部署に集まってもらうというネットワーク会議を始めました。去年1年間、毎月1回開きました。東京都の福祉保健局少子社会対策部というところと、東京都の治安対策本部というところがあるのですが、それぞれ片方が虐待、片方が非行をやっています。その両者には全く連携がない。だからカリヨンから両方の課長さんと呼んで、一緒に来ていただく。そこに児童相談所の課長さんに、それから家庭裁判所の主任調査官に、少年院の統括管理官に、保護観察所の首席保護観察官に来ていただく。とにかくあらゆるところの機関に集まっていただきました。そして、この子が今こういう問題を抱えているんです、どうしたらいいのでしょうか、という投げ掛けの中での会議を続けて重ねてきました。

この中からたくさんアイデアが生まれました。できないと思っていたことができるということが分かったり。お互いの制度がどうなっているかを知り合って、動きが始まりました。1つだけ例えをお話します。少年院から帰ってくる子どもたちの里親さんはいないと決めつけていました。里親さんは65歳まで可能です。少年院の教官であった方が60歳で退官し、里親さんになって登録すれば、少年院から仮退院した子どもを育て直せるじゃないか。これが少年院と児童相談所のネットワークから生まれました。そして、今、私たち

の方から全国の少年院にアピールをしています。例えばこういう制度だって、現在の運用の中から生まれてくるのです。

この子どもを救いたいと思ったら、できないことは、まあ、本当に制度をつくらなくてはできないこともあります。でも、できることもあるかもしれない。いずれにしても、こうしたネットワークの大切さ、多機関がそれぞれ壁を作らず、横ぐしを刺して、子どもを真ん中にして一緒に考えることで生まれることがたくさんあります。

お金の問題は企業、団体、個人がお金を出してくれています。お金を出して、虐待されている子どもに、救いたいと思っている子どもに、どうやってお金を渡したらいいかわからないとっていらっしゃる企業や団体、個人、カリヨンやあるいはシェルターの人たちが一生懸命寄付を集めて、実際にこうやって使っているというようなことができる。

いろいろな機関がつながる、子どもを真ん中にしてつながることによって、救済ができると。そしてこれを果たすためには、特に行政機関の間でこの縦割りを外すためには、きちっとした法的根拠が必要。そのために東京都の中の条例があればというのは、すごく思います。以上です。

三坂

ありがとうございました。坪井さんの話からは、今、民間のシェルターであるカリヨンでやっている活動は、つまり福祉の方の児童相談所では必ずしもできていない。本当に子どもの声を聞いて、子ども中心に動くということと。それからもう 1 つは、多機関連携の縦割り行政を超えるような、子どもにとって必要な解決にすべての機関が協力することが（現状の制度の中で）十分できていないのではないかというご指摘だったかと思います。

こういった、今の東京都での権利擁護相談、救済活動の問題点、権利擁護システムの問題点があること。いろいろな制度ができていながら問題点があるということを前提にして、今、子どもたち、特に権利の侵害を受けている子どもたちの救済に、こういった制度、こういった仕組み、こういった取り組み、が必要なのかというあたりを、荒牧さんからご意見をいただければと思います。

荒牧

今、一場さんや坪井さんが言われた中に、ほとんどもう内容面は入っていたと思います。やはり、子どもの SOS を受け止める公的な第三者機関が必要だと、痛感をしています。それは先ほど言った、子どもたちの現実、傷つけられてもなかなか SOS を出せない、また SOS を出しても効果的な救済に結び付かない。相談活動というのは効果的な救済活動になかなか結び付かない。また子ども自身がなかなかアクセスしないという現実があります。

もう 1 つは、そもそも子どもの権利侵害は、親子関係や子どもと教師等々、子どもが成長する基本的な人間関係の中で生ずる場合も多いわけです。とすると、なかなかそれが表に出てこない。しつけであったり、教育という名の下に子どもの権利侵害が進んでしまう。

子どもは自分が悪いんじゃないかと思ってしまう。子ども時代のそういう傷つきというのは、ずっと将来まで残ってしまう。そういうことに対応するためには、やっぱり子ども固有の相談救済システムが、今ほど求められていることはないと思っています。

そのときに、必要なことはその機関が行政等から独立した機関であること。同時に、調査権限や勧告権限という、権限を持って実際の子どもの最善の利益確保の活動に当たること、の2点が必要だと思います。とすると、そのためにはどうしても条例で、法的に担保する必要があるのではないかと思います。また、こういう制度をつくって誰が動かすのか、どういう設備、施設を造っていくのか、そのためにもやはり条例があると、設備、施設、あるいは人の配置がしやすくなります。

それから3つ目には、先ほど坪井さんが強調された、総合的な連携やネットワーク構築の問題です。やはり条例に根拠付けられた制度で、権限を持った人がネットワークを運営していく、あるいは総合的な支援のコーディネートをしていくという形にすると、より運営しやすいと思います。

先ほど東京の3つの弁護士会が築き上げてきた子どもの権利擁護事業は、極めて重要な事業です。課題もたくさんありますが、私は弁護士会が子どもの権利救済において、子どもを解決の主体として、単に傷つけた側の方を告発するのではなく、子ども自身を解決の主体として、子どもの思いや願い、声を十分に受け止めながら、最もいい解決をしていくという実践があったというのはすごく大きい。今、14ぐらいの自治体が公的な第三者機関をもう設けています。この4月からまた3つぐらいの自治体が、公的な第三者機関を設けます。こういう実践が大きな背景になっているのではないかと思います。

条例がやはり重要だということを最後にお話します。条例にしていくということは、この制度についての議論が見えてくるのです。議会等で検討しますし、市民が何らかの形で参加できるというメリットがあります。行政等から独立することは非常に重要ですが、逆にその活動は市民によって検証を受けることが必要になってくるわけです。そうしなければ唯我独尊になってしまう可能性があります。その意味でも条例を作ることが必要だと思います。

しかしながら条例化に向けての壁、また実際に条例を作っても、条例は作るだけでは意味がありません。効果的に実施できないと意味がないわけです。5点お話しします。

まず1つは、この制度はなかなか理解されません。理解しにくい。既存の相談制度とどう違うのか。オンブズ制度とは、何かどこかに乗り込んで告発して、勧告をするという制度じゃないかという思い込みがあります。実際には、そういう調査権限や勧告権限を背景にしながら、子どもが立ち直っていくことを調整していくことが主な機能になるのですが、そのことが1つです。

2番目は、人と物とお金が掛かるということです。ますますオンブズ制度をつくりたがらないという状況があります。

3番目は、何といたってもこの制度はそれを担う人が大事です。どんな制度をつくっても、

実際に担う人が、子どもの権利の視点を十分に実践できる人じゃないとだめなわけです。人の確保はすごく難しいです。

それから 4 番目に、何とんでもこういう制度がつくられても、子どもがアクセスしないと意味がありません。子どもはこういう制度を知ることと、分かることと、使うことと、全部ハードルがあります。子どもが使うというところに行くためには、どういうふうにしたらいいか工夫が必要です。

最後、5 番目に何とんでも、この制度を支える市民の力です。市民社会が子どもの SOS を受け止める、子どもが SOS を出しやすくしていく、そういう仕組み、支える力が必要だと思います。

三坂

ありがとうございました。この公的な条例に裏打ちされた公的な権利救済機関が、今の現実にある東京都の権利擁護活動の活動スタイルを生かしながら、実際にできていくことによって、先ほど出た問題点や限界を乗り越えていける可能性があるのではないかと思います。

今、子どもが、例えばいじめとか虐待を受けたとき、あるいはその他の権利侵害があったときに、相談をして救済を求めていくと。そういう相談、救済の活動についてのお話をしてもらいました。いわゆる権利救済システム以外に、子どもたちの権利をより実効あるものにしていく、あるいはその権利救済システム自体をきちんと機能させていく、先ほど荒牧さんからもそういう示唆があったと思います。そういう権利救済システムを機能させるためにも、もっと他にいろいろな、子どもに向けた制度が必要ではないかとも思います。この点について、もう一度荒牧さんからご意見をお願いします。

荒牧

相談救済機関の設置は本当に緊急な課題だと思います。その中でも公的な第三者機関、オンブズ制度は非常に重要です。個別の救済活動をしながら、個々の子どもたちは自分の問題の解決にかかわる中で、この問題が自分だけの問題じゃないということに気付きます。個々の問題が社会的な問題になっていくのです。救済活動もそうです。個々の問題を救済している背景に、もっと大きな制度の問題や社会の問題がある。そのことに対して、制度の改善をする、制度改善の勧告を出せる、制度改善の提言を出せる、そういう機能を今私たちは公的な第三者機関として持つ取り組みをしているわけです。

そういう個別の救済が、つながっていくと、まさしくこれが効果的な予防になっていきます。個別救済を積み重ねることによって、背景にある問題を明らかにし、そのことを変えていくことは、最も具体的かつ現実的な予防効果があるということが、少しずつ現実化しているのです。

同時に、先ほどの子どもたちの意見表明の問題もそうですが、今子どもたちの問題に取

り組むとき、やっぱりこの中でも多くの皆さんが取り組んでいるように、居場所づくり、これも非常に重要な問題です。しかも、こういう救済制度は、子どもたちのほっとできる、安心できる居場所の中でふともらすこと、そういう中に子どもたちのSOSがあるわけです。ですから、ぜひその居場所づくりというものをもう1つの柱として、私たちは取り組んでいます。

まず意見表明・参加というものを権利として位置付けます。さらに意見表明・参加ができる仕組みをつくりまします。そうでなければ、結局大人の力量によって子どもの意見表明、参加が左右されてしまいます。子ども自身がこの権利を手にするためには、同時に実現するための制度や仕組みが必要になってきます。その意味で、子どもの相談、救済、そして子どもの居場所づくり、さらに子どもの意見表明、参加、こういうものを盛り込んだものを、私たちは子どもの権利を保障する総合的な条例作りとして取り組んでいます。

今こういう、子どもの権利を総合的に保障する条例というのは、30近くの自治体が条例を作っています。子ども条例はたくさんあるのですが、本格的な条例は30ぐらいです。救済制度を一番最初に作ったのは兵庫県の川西市で、今でもここがトップランナーとしていろいろな取り組みをしています。総合的な条例を作ったのは川崎市ですが、こういうのは少しずつやっぱり経験を蓄積していかなければ、なかなか効果が見られません。そういう意味で、ぜひ総合的な条例を基に、これまで子どもがダメだ、親や家庭がダメだ、学校や施設がダメだ、いや、地域の力が弱くなっている、そういうダメダメ論ではなくて、子どもが地域の中で育っていく、そういうことを総合的に支援する条例が必要なのです。

ですから私たちは、子どもの権利条例は子ども支援条例だと思っています。子どもの支援をするための条件整備の条例です。と同時に、子どもにかかわる人たちの支援も併せて必要です。子ども支援、子育て支援、そして子どもにかかわる人たちの支援というものを総合的に保障する条例作りです。これが今ユニセフが、「子どもにやさしいまち」という、お手元の資料の44ページにその基本的な考え方、子どもの権利条約を実現する町が「子どもにやさしいまち」なんだと。「子どもにやさしいまち」というのは、子どもの権利条約の基本的な原則を踏まえた町なのだということをユニセフの取り組みと連動しながら、相談、救済の仕組みを確固たるものにしていくことが求められていると思います。その方向で少しずつ自治体も動いてきていると思います。

三坂

ありがとうございました。子どもの権利救済システムのみならず、子どもたちの声を本当に聞いて、それを生かして社会、町をつくっていくという、そういう提起でした。そういう観点で、先ほどの「チームあさって」やプレーパークなどの子ども遊び場活動、それからソーシャルワーク活動にかかわられている荒田さんから、「子どもにやさしいまち」とか、子どもの声を聞く、それを反映させる町とか、そういうことに関連して、日ごろ活動していて必要だと思われることをお話しいただけますか。

荒田

今までの話を聞いていて、やっぱり施策、条例がすごく大事ですが、じゃあ、それを実際に運用していくときに、実際に自分がしてきた活動で何が大事かなと感じたときに、まずやっぱり子どもたちが聞いてもらった、大人が聞いたな、という感触よりも、子どもたちが、ああ、自分の言いたいことが言えたと、大人や支援者に聞いてもらえたなと思える、そういうことがまず一番大事なのかなということ肝に銘じて、自分が聞いた実感に終わらないようにしようと心掛けています。

そんな中で、子どもたちが、どういうふうに、どの瞬間に本音を話したのかと考えたときに、自分がかかわっているプレイソーシャルワークという視点が、1つのヒントになるかということは、子どもたちは圧倒的に知らされていないです。いろいろなことを知らない。今回の私たち「チームあさって」の活動でも、虐待のことを話したときに、そんなに、困っている子どもたちや、苦しんでいる子どもたちがいるときに、自分たちは何かしたい。ただ、実際何ができるか分からない。そのことに対する情報が欲しいというのが、まず最初に子どもたちのニーズから上がってきました。

大人が、これは子どもに与えるべき情報、これは子どもに与えない情報とかではなく、子どもたちにあらゆる情報を開示していく。子どもたちがその中からいろいろなことを選択していき、大人たちと(結構慎重に使わなければいけない情報もあるとは思いますが、)子どもたちが一緒に話を進めていく中で、もっとその中から子どもたちがさらに知りたいことが出てくると思うのです。

それを大人たちは、子どもたちにどういうふうに提供していけるかということもありますし、例えばどこか施設を見に行ってみたいというときに、じゃあ、行ってみようかという話も含めて。子どもたちのスピードは、結構僕は瞬間だと思うのです。大人のように、じゃあ、1年以内に何とかしましょうかという話よりも極力早い方が良い。子どもたちの趣味とか興味というのは瞬間、瞬間で移り変わっていくと思うのです。そのときに、じゃあ、どれだけそれに対して支援者がついていくかということなのです。

あとは、子どもたちの意見はすごくじっくりと熟成されていくものだと思うのです。それに対して、大人たちがまったくノータッチで、子どもたちを自由にしているかというよりも大人と子どもたちが一緒に対話をしながら、でも子どもたちが本音を出す、本当に言いたいことはここなんじゃないかというのが出るまで、ゆっくり待ち続ける。この待ちの姿勢と、子どもに知らせる姿勢と、子どもから出てきたニーズに応える姿勢というのが、僕は。権利の自認と経験の相互作用と思っています。

経験していくことによって、子どもたちに新しい気付きや疑問が生まれる。その気付きや疑問に大人たちが答えていく。それが経験になって、また新しい気付き、さらなる疑問、新しい社会に対して意欲とか自己肯定感の高まりです。自分は今ももっと何かできるのではないかとということもあると思います。

今回の「チームあさって」の活動は、虐待を中心としたところから始まった活動です。ちょうど1年がたって、彼らはこれからもずっと虐待をキーワードにしていくのか。もちろんそれをずっと同じように追っ掛けていく子どもたちもいるかもしれませんが。でも実は自分たちの言いたいことは、いろいろな場面で応用できるのではないかと、次に支援者が、いろいろな場所にいる横のつながりの中で、どこの場所に行っても聞いてもらえるんだという実感を持てるというのが、次のステップへのキーワードになってくると、思っています。

三坂

ありがとうございました。子どもの権利擁護のシステムづくりの話だけでなく、もっと広い子どもたちの声を聞いて、今の社会を変えていく方向にもっていくというお話をいただいたと思います。

最後に、今までの話、それから宮本さんのお話や、「チームあさって」の子たちの話も踏まえて、それぞれのお立場で、子どもの権利救済、権利擁護を図っていく上で、根本的にいったい何が必要だと今思われているのか。逆に言うと、これまでいろいろな子ども向けの制度や取り組みが行われてきたにもかかわらず、いまだに子どもの権利がなぜ十分に保障されていないのか。根本的にいったいどういうことが欠けているのか、今、何が必要なのか、そういったあたりについてのお考えを、ざっくばらんでも結構ですので、ぜひ聞かせていただきたいと思います。では、まず一場さんからお願いします。

一場

自由に話していいということなので。人権擁護委員とかオンブズパーソンとかいわれませんが、大人と子どもと一緒に人権擁護委員ではやっぱりだめだと、しみじみ自分がやっていて思うのは、子どもの問題は素早く解決しないと意味がない。それから、子どもの特徴をよく知っていないと意味がない。子どもをよく理解して、子どもの声を聞いて、子どもの側に立って問題を解決しようとする姿勢がないと、何も解決ができないと思います。ですから、やはり子どものオンブズパーソンは必要だと思います。

たまたま東京都の子どもの権利擁護事業は、子どものオンブズパーソンをつくろうという理想に燃えて、試行的に設置されたものです。今はなくなってしまいましたが、当初、この子どもの権利擁護委員会は、子どもの問題について、都に、行政に提言できる機能を持たせようという構想の下にスタートしています。ところが、子ども権利擁護専門相談事業というふうに形を変えたときに、その提言機能は外されています。調査、調整だけです。しかも条例に基づいていない、法的根拠はない要綱です。いつでも消え去る恐れがある、風前の灯火だのような事業だといつも心配をしています。

新宿にある児童相談センターが、今度新しい建物ができて移転します。そのときに警察の相談センター、教育庁の相談センター、それから児童相談所の相談事業の3つが一緒に

なります。これが子ども家庭総合センター基本構想というものです。実際にこれがどういうものになるのかよく分からないのですが、10年以上継続して、せっかくこれまで築き上げてきた、子どものための、子どもの側に立った権利擁護の相談事業が、現在の形のまま続くことを本当に皆さんに応援してもらいたいです。

東京こどもネットの相談は、専門相談員が2人、電話相談員が2人しかいないのですが、実は4152(よいこに)相談という、子どもの養育相談の電話相談員が大勢バックアップしてくれて、月曜から金曜まで、午前9時から午後8時半、そして土、日、祝日の午前9時から午後5時という、長い電話相談に対応できるような形になっています。この相談員に聞きますと、子どもたちは電話をかけてくるときに、相手が本当に自分の言うことを聞いてくれるだろうか、相手は信用できる人だろうか、と確認して大丈夫だと分かったときに初めて本音が出ると、言っています。ですから、最初にそれを受ける相談員がとても大事で、そういう東京こどもネットの現在の仕組みをすべて含めた形で、できるだけ残してほしい。

それから、子どもたちのための相談事業を受けていて、見えてくる今の子どもたちの問題です。例えば私学に行っている子どもたちは、大勢自主退学の勧告を受けて苦しんでいます。私学の問題はいろいろな問題がありますが、例えばそういった問題や、いじめで、ちゃんと対応してもらえなくてドロップアウトしてしまう、引きこもってしまう子どもたちの問題など、いろいろな問題が出てきます。提言機能があったら、子どもたちのためにいい施策を作る1つの糧になるのではないかと思います。条例ができて、きちんとした子どもオンブズパーソンになり、子どもの権利擁護委員会になって続くように、ぜひ応援ください。

三坂

ありがとうございました。では続けて荒田さんお願いします。

荒田

私も一場さんがおっしゃったように、やっぱり子どもの権利擁護事業はとても大事だと思います。子どもの権利条例を作ることがすごく意味があると思います。そこにいる専門員方も、本当に子どもの側に立てる、子どもの声に真剣に耳を傾けられる子ども専門相談員とをしっかりとした形で位置付けることが、とても意味があると思います。

権利条例ですが、「チームあさって」の言葉にもありましたが、子どもたちが権利を持つことは本当にそんなに怖いことなのか、意見表明権というのは、子どもの一方的な要求ではないのです。子どもからの声を受け止めた大人たちが声を返して、またそれを子どもたちが一緒に考えて、やっぱり今日のキーワードですね。対話だと思うのです。大人がどれだけ受け止められるかという話ではなくて、一緒に考えていながら、もっと自分たちにとってよりよい社会、チャイルド・フレンドリー・シティーをつくっていかうと、子ども

たちが思えるようにしていくことがとても大事だと思います。

今の社会の仕組みの中では、子どもたちは、何か自分たちの声はなかなか聞き入れられないのではないのかという思いに至っているところもあるかもしれません。でも、決してそうではないと。今日もこれだけの方が集まって、子どもたちの声を聞こうよ、若者たちの声を聞こうよということで、いろいろな勉強をしています。

今日の宮本先生のスライドの中にありました、イギリスの政策でも、子どもたちが今までは、見かけだけで寄ってこなかったのが、話を聞いてくれる大人がいて、それを実現したのですね、1つのバスケットゴールを作るという。その自己実現が、次の自分たちも社会の中で受け入れられるのだという気持ちにつながっていくと思います。

今、国際若者年というのがあり、去年の8月12日から今年の8月11日までです。子どもと若者のいろいろな場面での相互理解、対話と相互理解を推し進めていこうというものです。もっと子どもの声、若者の声が受け止められる、それで子どもたちが聞いてもらえたなと思える社会にしていければいいと感じております。

三坂

ありがとうございました。それでは続けて、坪井さんお願いします。

坪井

私、もちろん子どもの権利条例ができたらいいなと思っているんです。そしてその大きな理由の1つは、子どもの権利とは何かということ、東京都民がみんなで共有できるようになりたいということです。子どもの権利というとすぐ、いや、義務はどうする、責任はどうするというふうな声が出てきてしまう。そういう現実をならしていきたい。

今、一場さんや荒田さんがおっしゃったように、子どもたちも言っていましたね、権利は権力じゃないのですと。大人と子どもが対話をしていくことの中で、子どもたちが自分たちの、1人の人間として、社会の重要な構成員として認められるということなんですということ、それを分かってもらいたい。子どもの権利条約も、子どもをわがままにするようなものだと、いまだに思われている。そういう状況を改善、変えていくために、子どもの権利条例と、権利という言葉を外さない、きちっとした子どもの権利条例というものを作っていきたい。本当にそう思います。そしてその中にオンブズパーソンという救済機関がきちんと位置付けられることも必要だと思います。

さらに言うなら、子どもの権利救済って何なんだろうということ、現場にいてすごく感じています。どうなったときに救済というんだろう。子どもの権利がどう侵害されていて、どうなったときに救済というんだろうという感覚なのです。

これは例えば、この子がいつか独り立ちして、立派にお金を稼いで、1人で意見表明して、元気になったところまでみたい、そういう何かイメージを持つと、これはちょっと違うなと思うのです。私はこのごろすごく感じています。今ご飯が食べられない、眠れない、

もう毎日毎日つらいことばかりと言っている、目の前にいる子どもが、瞬間でもいい、どこかその瞬間を貫いて、あっ、独りぼっちじゃない、あっ、生きていていいんだ、自分の居場所がある、ということ瞬間感じられる。そういう瞬間を続けられるような人生になってほしいと。これが子どもの権利救済じゃないかと、今思うのです。

だから、いつか幸せになるのではなくて、子どもたちが今どんな苦しい中にいても、生きていてよかった、独りじゃないという幸せ感を感じられる、そういうことを私たち大人が全力を尽くして子どもたちとともに実現するというのが、子どもの権利救済なんじゃないかと思っていますのです。

ですから、権利救済機関が何をするかというときも、何か目に見える効果をどこかに果たして、はい、解決しましたというイメージを持つのではない。困難に苦しんでいる子どもが、今日から話をしたことによって生きられるようになっていく、そして将来に対して、ああ、自分は生きていってもいい、大人になってもいいかもしれない、大人になるって面白いかもしれない、楽しいねと、そういうふうになっていくことが権利救済じゃないかと思っています。そんなイメージを共有してもらいたいと思っています。

あともう1つ、もうすぐ都知事選ですね。ぜひ「チームあさって」の人たち、知事候補の人に聞いてみてほしいです。子どもの政治過程への参画についてどうお考えですかと。それにオーケーを出した人に投票してくださいという情報発信をしてもらえるとありがたいと思いました。

三坂

ありがとうございました。では荒牧さん、よろしくお願いします。

荒牧

僕は坪井さんに都知事になってもらいたいと思っているんですが、短く3つ。1つは、子どもの力をどこまで確信できるか、信頼できるかというのがやっぱり鍵だと思っています。そのためには、子どもにちゃんと向き合えないと子どもの力に確信できないわけです。そのことが1つ。

それから2つ目は、今日、宮本さんにやはり最初に講演してもらってよかったと思うんですが、今日のパネルディスカッションについては、結構子ども期の話ですね。子ども期固有の問題、「子ども・若者ビジョン」や子ども・若者法も、子ども固有の問題は子ども固有の問題として取り組まないといけないんです。と同時に、子どもから若者につないでいくということがなければ。世代間をつないでいくのはすごく重要で、例えば子どもの問題でも、いわゆる小学校世代の子どもたちにいろいろ参加とか居場所づくりをやっていって、中学校になったら全然そういう取り組みがなされないで、そこで断絶してしまうとかいう事例がいくつもあります。行政、政策は縦割りと同時に世代割りなんです。生まれる前後は保健、生まれてから乳幼児期は福祉、学齢期になってくると途端にもうみんな教育政策

の問題になる。それから外れたり、それ以降になると、今度は青少年対策という、こういう縦割り、世代割りというものを超えていくためにも、条例が必要だと思っています。

3つ目は、今日の資料41ページに「国連・子どもの権利委員会からの勧告」の抜粋とユニセフの「子どもにやさしいまちづくり」という、子どもの権利の取り組みの資料を載せています。国際社会においては、子どもを基本に置いて、子どもの取り組みをする流れが、大きく出てきています。また1,800ある自治体からすればまだまだ少ないですが、少しずつ子どもの権利救済の条例を作ったり、制度をつくったり、あるいは参加、居場所を含めた総合的な条例作りの取り組みのあるのです。

私自身はその国際社会と自治体レベルから、サンドイッチにして国を動かしたいとずっと思っていました。確かに「子ども・若者法」はいろいろ問題がありますが、子どもの権利条約をうたったのは初めてなのです。子どもの最善の利益や、子ども、若者の最善の利益のために子どもの意見を反映させると法律に規定したのも初めてなのです。資料の13ページ以降にある「子ども・若者ビジョン」に5つの理念があります。このような計画は国レベルでは初めてなのです。そういう意味では、少しずつ動きがあるのです。

この動きを確認し、共有していただいて、次の取り組みにそれを反映していければと思っています。今日はどうもありがとうございました。

三坂

ありがとうございます。(拍手)

時間が定刻を過ぎてしまっていますが、会場からのご質問をいただいております。時間の制約がありますが、2点だけ取り上げさせていただければと思います。

1つは、「子どもに関する法律、条例を作成するに当たり、子ども自身の意見を聞く仕組みをつくることはできないのでしょうか。」これは既存の例ではパブリックコメント等はあるようですが、きちんとした意見を聞く仕組みを持ってはいないのではないか、というご趣旨の質問かと思えます。これは、荒牧さん、お願いしてよろしいですか。

荒牧

はい、実際に、子どもの権利に関する条例作りの中でも、相当数の自治体はその条例を作る過程の中で、実際に子どものワークショップを開いたり、子ども委員会をつくったり、あるいはその条例の制定や議論の場に子ども自身が入っている実践例は既にあります。こういう形で子ども自身がかかわって、条例の制定作りにかかわる条例の方が、より子どもにふさわしいものになっています。

しかもかかわった子どもたちは、その条例がその後、どうなっているかということがずっと気になるものですから、その後、その人たちがサポーターになって、子どもたちが意見表明、参加をすることを支援しているという事例もあります。時間があれば、もっと詳しくいくらでも話せます。そのような事例がすでにありますので、そういうことを積み重

ねていくことが必要だと思っています。

三坂

ありがとうございました。ご質問をいただいた方、よろしいでしょうか。もう 1 つだけ最後に、「自己肯定感をどうやって高めていけばいいのか。これは大変大切なキーワードだと思います。家庭でも今日からでもできる、何かよい提案を教えてください。」というご質問です。これは一場さん、お願いしていいですか。

ぜひ答えたいという方がいらっしゃれば、他の方もお答えください。

一場

1 つ言えるのは、その子を信頼することだと思います。信頼されれば、子どもはちゃんとそれに応えようとする。それを積み重ねることが、自分をしっかり肯定できるようになるんじゃないかと思います。

坪井

私は、自分の子どもたちにずっと言い続けてきているのは、子どもの権利条約が採択された翌年、国連が出した少年非行のための国連ガイドラインですね、あれに書いてある、子どもと大人が対等かつ全面的なパートナーであるという、その言葉です。小さな子どもたちに、お母さんとあなたたちが対等なパートナーだからねと、いつもそういうふう言い続けて、自分を叱咤激励して、意識改革に努めています。子どもたちにとってみると、お母さんとお父さんと私たちは対等のパートナーなんだ、1 人の人間なんだ、自分の意見はちゃんと聞いてもらえるんだ、けんかもするんだという、そういう感覚、あなたも重要な家族の 1 人、パートナーよという言葉は、とてもキーワードとしていいかなと思います。お使いください。

荒田

僕は、よく聞くということが大事なかなと思います。言葉の意味はすごくゆっくりと、本当に子どもが言おうとしていることが、実はその言葉なのかどうか、言葉の先に何かあるんじゃないのかというのを、よく考えて、よく聞いて。その結果が、自分の解釈が子どもの解釈とは違うこともあるかもしれないですが、一生懸命考えて、自分の耳で聞こうと努力している大人や親というのは、必ず子どもに伝わると思っています。だから、よく聞くというのは 1 つ、いいかなと僕は考えます。

荒牧

僕もそうです。自己肯定感をどうするかというのを、どうやって考えるかというのは、質問されると非常に悩ましい問題で、ずっと悩んでいます。皆さんいろいろ言われました

ので、1つ付け加えるとすると、私たち自身が、自分のことを好きになるという。自分の自己肯定感が高くなって、子どもの自己肯定感が高くなることはないのです。今僕が心配しているのは、子育て中の親の自己肯定感が下がっています。教職員の自己肯定感が下がっているのです。だから、子どもの自己肯定感が高まることはないのです。ぜひ自分自身を好きになるというところから始めることが大切と思っています。

三坂

ありがとうございました。それでは、これでパネルディスカッションを終わりにさせていただきたいと思います。最後にもう一度、パネリストの皆さんに拍手をお願いします。どうもありがとうございました。(拍手)

柏谷

パネリストの皆様，ありがとうございました。皆さま改めて拍手をお願いいたします。

渡邊

これをもちまして本日のシンポジウムは、そろそろ終了の時間となります。大勢の皆さまにご参加いただきありがとうございました。このシンポジウムは、タイトルのとおり、子どもの声に耳を傾けることから始めて、私たち大人は子どもたちのために何をすべきか・子どもの社会参加を得てともに行動する事がいかに意義深いものであるかを考える第一歩です。皆さま方からもご意見をいただき、引き続き弁護士会から意見を発信していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は、本当にありがとうございました。

柏谷

至らない司会でしたが，皆様方のご協力により，本日はスムーズな進行をすることができました。

岡部・柏谷

皆様，本当にありがとうございました。

<録音終了>